

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年2月24日

岡山県知事 伊原木隆太

1 技術提案に付する事項

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 業務名 | 令和8年度県政広報テレビ番組の制作・放送業務 |
| (2) 広報内容 | 県政に関するお知らせ |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 岡山県総合政策局公聴広報課の指定する場所 |

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であり、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 審査要領第10条第1項の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電 話（086）226-7154

FAX（086）224-3246

4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書の配布期間及び場所

令和8年度県政広報テレビ番組の制作・放送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、次のとおり配布する。

- ①配布期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月4日（水）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県ホームページ
<http://www.pref.okayama.jp/site/321/> からダウンロードできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月4日（水）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月10日（火）までに、下記（4）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ①受付期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月2日（月）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②方 法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）」によりFAXすること。
- ③宛 先 岡山県総合政策局公聴広報課
FAX（086）224-3246
- ④技術提案実施後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、仕様書に基づき、企画提案書等を作成しなければならない。なお、企画提案書等は次の場所へ直接持参又は郵送等により提出すること。

- ①提出期限 令和8年3月17日(火) 午後5時必着
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出書類
 - ・企画提案書(様式任意) 4部
 - ・企画提案書記載箇所説明書(様式第3号) 4部
 - ・見積書(様式任意、制作料と電波料を二分し、その内訳を記載) 原本1部、写し3部

(2) 技術提案の説明

技術提案参加者は、技術提案内容について、次のとおり説明(プレゼンテーション)を行わなければならない。

- ①日時 令和8年3月19日(木) (時刻の詳細は別途連絡する。)
- ②場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁4階 記者会見室

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

- ①別に定める審査委員会で審査の上決定する。
- ②原則として、プレゼンテーション後10日以内に番組制作・放送の業務受託予定者を決定し、通知する。
- ③審査時における評価は、仕様書中、「7 評価基準」に記載の事項に基づき、総合的に判断する。

(3) 契約保証金 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

- ①プレゼンテーションの参加に係る費用は、参加者負担とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託予定者決定後、番組の企画内容について一部調整する場合がある。
- ④採用者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- ⑤本件業務については、令和8年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、令和8年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。